

令和8年3月

定例教育委員会会議録

十日町市教育委員会

令和8年3月定例教育委員会会議録

1 開催日時、会場

令和8年3月25日（水） 13時20分～14時45分

本庁舎 3階 全員協議会室

2 出席

渡辺正範教育長、浅田公子委員、廣田公男委員、川崎正男委員、小堺沙織委員

3 説明のため出席した者

教育文化部長（滝沢直子）、教育文化部副参事（鈴木政広）、教育総務課長（玉村浩之）、学校教育課長（渡邊正文）、指導管理主事（長谷川成生）、生涯学習課長（樋口具範）、スポーツ振興課長（数藤貴光）、文化財課長補佐（笠井洋祐）、森の学校キョロロ副館長（小海修）

4 会議の内容

（1）会議録署名委員の指名

署名委員：川崎委員、浅田委員

（2）報告事項

① 共催・後援等報告

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

樋口生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

② 報告第1号 十日町“みんなの学校”プロジェクトの進捗状況について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

鈴木教育文化部副参事

- ・資料に基づき説明

（特に質疑なく了承した）

③ 報告第2号 十日町市地区公民館長の任命について

④ 報告第3号 十日町市公民館分館長の任命について

⑤ 報告第4号 十日町市公民館分館主事の任命について

⑥ 報告第5号 十日町市公民館運営委員及び公民館分館運営委員の委嘱について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

樋口生涯学習課長
・資料に基づき説明

(特に質疑なく了承した)

⑦ 報告第6号 十日町市美術展運営委員の委嘱について

渡辺教育長
・事務局の説明を求めた。

樋口生涯学習課長
・資料に基づき説明

(特に質疑なく了承した)

⑧ 報告第7号 十日町市青少年育成委員の任用について

渡辺教育長
・事務局の説明を求めた。

樋口生涯学習課長
・資料に基づき説明

(特に質疑なく了承した)

⑨ 報告第8号 第三次十日町市子ども読書活動推進計画について

渡辺教育長
・事務局の説明を求めた。

滝沢教育文化部長
・資料に基づき説明

(特に質疑なく了承した)

⑩ 報告第9号 博物館の登録について

渡辺教育長
・事務局の説明を求めた。

小海森の学校キョロ副館長
・資料に基づき説明

(特に質疑なく了承した)

⑪ 報告第10号 令和8年度十日町市博物館の休館日の変更について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

笠井文化財課長補佐

- ・資料に基づき説明

(特に質疑なく了承した)

(3) 議決事項

①議案第1号 十日町市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について

渡辺教育長

- ・議案第1号を上程し、事務局の説明を求めた。

玉村教育総務課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑なく、全員挙手で決定した)

②議案第2号 令和8年度十日町市小中一貫教育実施計画の策定について

渡辺教育長

- ・議案第2号を上程し、事務局の説明を求めた。

渡邊学校教育課長

- ・資料に基づき説明

浅田委員

- ・カラーのA3資料、一番下の右から3番目の写真の説明が分かりにくい。

渡邊学校教育課長

- ・「地域に学習支援の」ではなく「地域の学習支援に」に修正する。「地域の学習支援に
応え学びの成果を還元する取組」となる。

渡辺教育長

- ・発表とか成果発表とか、もう少し柔らかい表現にしたほうがよい。

川崎委員

- ・カラーのA3資料裏側、右上に『児童生徒間の学校間の「つながり」について今後も期待!』と赤字で書いてあり、第4段落に「特に近年は特別支援学校との交流が進み、グラフの好結果につながりました」と書いてある。具体的にどのようなことが行われているのか。

渡邊学校教育課長

- ・ふれあいの丘支援学校と各小学校の居住地交流という取組を進めている。

川崎委員

- ・居住地交流については、以前から行われているものと認識している。それ以外に何か特別支援学校との関わりを積極的に設けようとする学校が増えてきたということはないか。

渡邊学校教育課長

- ・ふれあいの丘支援学校が特別支援学校のセンター的機能を生かして、子どもたち同士、教職員同士が交流するということはある。

川崎委員

- ・川西中学校が積極的に特別支援学校との交流を図りつつあるという話は聞いたことがある。何か新たな動きが出ていると思うので、把握してほしい。交流を活発にするとインクルーシブ教育の推進に大いにつながるので、ぜひやってほしいと思う。A3の表面の右上に「あこがれの中学生の姿を示す場」という写真がある。小学生が中学生に憧れるということは確かにある。格好いい、そんな思いを抱いて小学生が中学校に入ると子どもは変わってくる。この言葉は大変よいと思った。

廣田委員

- ・資料③5ページの真ん中の棒グラフの説明だが、どのベクトルを見てもこの説明のことが理解できるのかわかりづらい。今回はこれでよいが、来年改定する際はもう少し分かりやすい図を考えてほしい。3ページ真ん中にある棒グラフ、小6から中1になるとき下がっているわけだが、これを見て、5ページのところを見ると、3ページのところが大したことはないという印象になる。もう少し分かりやすくしてほしい。

渡邊学校教育課長

- ・3ページと5ページのグラフを分かりやすくする。

浅田委員

- ・A3資料裏面の文書の言い回しだが、「考えます」とか「取り組みます」と続いている中、途中で「思います」となる。感想文みたいになり気になる。

渡邊学校教育課長

- ・取組の方向性を示す言葉で統一するよう見直す。

川崎委員

- ・資料編4ページ、2の取組評価、グラフが全部で8つあり、四角で囲んであるのが令和7年度に過去最高値を示したという説明になっている。それぞれ最高値が出ている理由はどのように考えているのか。また、その理由を小中一貫教育の基本計画にどのように反映させているのか。

渡邊学校教育課長

- ・1番目に、居心地のよい学級づくりが一因と考えている。2番目に、各学校間の交流が盛んに行われているという成果が現れていると思っている。

川崎委員

- ・過去最高の数値が出ていること、先生方の取組のおかげだということを先生方にもっとアピールをしてほしい。それが伝わるような基本計画だとよいと思った。

渡邊学校教育課長

- ・小中一貫教育の訪問の際にPRする。4月3日の小中一貫の全体研修の際にも先生方には周知したいと考える。

(以上の質疑のあと、全員挙手で決定した)

③議案第3号 十日町市小学校入学・卒業祝品支給事業実施要綱の制定について

渡辺教育長

- ・議案第3号を上程し、事務局の説明を求めた。

渡邊学校教育課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・第1条の趣旨だが、趣旨としては文章が長過ぎる。3行目、「保護者と手を携え」とあるが、これは何のために入れたのか。

渡邊学校教育課長

- ・その後に出ている子育て支援というところを踏まえて、「保護者と手を携え」という文言を入れている。

廣田委員

- ・祝い品を贈ることがなぜ保護者と手を携えることになるのか。

渡邊学校教育課長

- ・学校に子どもたちが入学するので、学校と保護者が一緒に手を携えるという意味が込められている。

廣田委員

- ・単に「十日町市から応援のメッセージを伝えるとともに」でもよいと思うが、十日町市を形容する言葉として、子育て支援を行っている十日町市という意味合いを出したい、さらに子育て支援も保護者と手を携えてやっているということを言いたいのだと思った。ぱっと見たときに、保護者と一緒に十日町市が、共同で負担金ももらいながら行う、そういう趣旨の要綱だと思ったので、「保護者と手を携え」というのはなくてもよいと思った。

渡邊学校教育課長

- ・「保護者と手を携え、子育て支援を行う」を削って、「入学又は卒業する子どもの成長を祝い、十日町市から応援のメッセージを伝える…」とする。

(以上の質疑のあと、全員挙手で決定した)

④議案第4号 十日町市休日の地域クラブ活動支援事業補助金交付要綱の制定について

渡辺教育長

- ・議案第4号を上程し、事務局の説明を求めた。

数藤スポーツ振興課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・年度当初に申請して、原則、年度が終わってから実績報告を出して、確定通知をもらって、それから補助金が振り込まれるという流れか。

数藤スポーツ振興課長

- ・申請については、年度当初、事業実施前に提出いただく。活動が終了し、その時点で実績報告を提出いただければ、支払いの手続きはできることとなっている。

廣田委員

- ・概算払いは何割ぐらいできるのか。計画100%できるのか。もし実績でそこまでいかなかった場合、返還しなければならないのか。

数藤スポーツ振興課長

- ・概算払いの率について、財務規則にあると思うが、地域クラブと相談して、どこまで必要なのか検討したうえで決めたいと考えている。実績がそこまでいかなかった場合は返還してもらう。

廣田委員

- ・27ページの表で、月4回程度、月3回程度とあるが、例えば4月は月4回。5月は3回、6月は2回という場合、それぞれの月はこの額ということになるのか。この「程度」というのがよく分からない。年間を通して2回の月もあるし、4回の月もあるが、全体で割り返したら3回ぐらいというときはこの3回でよいのか。

数藤スポーツ振興課長

- ・月で極端に変わるようであれば、最大をもらうわけにはいかないと思うので、当然精査をするが、基本的には年間活動月数のおおむねが4回を超えていれば最大とする。年間を通して、一月におおむね何回やっているかということに基づいて認めたいと考えている。

廣田委員

- ・第3条「指導者等への諸謝金とする」と書いてある。指導者等というのは事務局も入るのか。

数藤スポーツ振興課長

- ・指導者と事務局1名分が対象になる。

(以上の質疑のあと、全員挙手で決定した)

5 その他

(1) 4月の主な行事予定について

- ・資料に基づき説明

(2) 次回以降の定例教育委員会の開催日時

- ・4月定例会 4月24日（金）13時30分から開催することを確認した。
- ・5月定例会 5月28日（木）15時30分から開催することを確認した。

以上で、14時45分に渡辺教育長が閉会を宣言した。

以上の会議録に誤りがないことを認め、ここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員

会 議 書 記